



【内容】

第5回臨時会 (10月31日)

臨時会の概要 — 2

第6回定例会 (11月30日～12月19日)

定例会の概要、選挙公報の発行 — 2

市民参画条例の審議状況 — 3

委員会の審査状況 — 4

議案等の審議結果 — 6

一般質問 — 7

市議会からのお知らせ

3月定例会の予定 — 1 2

市議会Q & A — 1 2

12月19日の本会議で、市民参画条例が賛成多数で可決されました。

この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めたものであり、また、周南市を市民と市がともに手を携えて築いていくことを目的としています。4月1日に施行されるこの条例が市民の皆さんに理解され、周南市のまちづくりに大いに活用されることを期待します。(写真は市民参画条例の表決)



第6回定例会の概要

第6回市議会定例会が11月30日から12月19日までの20日間開催されました。

市民参画条例や公民館などの使用料等改定の提案

今定例会では、議員提出議案として提出された地方自治法の改正に伴う会議規則と委員会条例の一部改正を可決しました。市長提出議案では、市民参画条例や選挙公報の発行に関する条例の制定、公民

館などの196施設の使用料等の見直しに関する条例改正など、一般会計補正予算を含め74件の議案の審議を行いました。使用料等の見直しに関する議案の討論では、「今後の市民活動への影響について、責任を持って見ていく必要がある」との賛成の意見がありました。

審議した議案や陳情の審議結果は6ページに掲載していますので、ご覧ください。

定例会の主な日程

11月30日 本会議

- ◆議員提出議案第5号及び第6号
 - 提案説明○質疑○討論○表決
- ◆市長提出議案(人事案件)○表決
- ◆市長提出議案(補正予算/条例改正)
 - 提案説明○質疑○委員会付託
- ◆陳情 ○委員会付託

12月4日～7日 本会議

- ◆一般質問(24人)
- ◆市長提出議案(追加議案)
 - 提案説明○質疑○委員会付託

12月8日/11日 常任委員会

- ◆付託議案/陳情の審査

12月19日 本会議

- ◆議案及び修正案、陳情
 - 委員長報告 ○修正案の提案説明・質疑
 - 討論○表決



選挙公報の発行

選挙公報の発行に関する条例が提案され、全会一致で可決しました。4月22日に行われる予定の市長選挙や市議会議員選挙から選挙公報が発行されます。

選挙公報は、告示の翌日には印刷を終え、自治会長を通して皆さんに配布される予定です。議案の審査では、「選挙公報を配布する自治会長が選挙に立候補している場合もあり得る。そういった時に戸別訪問などの疑念が生じないよう徹底する必要がある」「選挙が終わった後に選挙公報が届くことがないように」との意見がありました。

第5回臨時会の概要

10/31

第5回臨時会が10月31日に開催されました。

臨時会では、10月2日から5日までの間に決算特別委員会で審査した平成17年度一般会計及び特別会計の決算の審査報告のほか、9月17日から18日にかけて山口県を襲った台風13号の災害関連補正予算の専決処分や消防団員がけがを負った場合の労災に関する条例改正の専決処分についての議案が出されました。決算認定議案の討論では、

賛成意見として「財政状況の厳しいなか、全般的に無駄の少ない予算執行で事業の効果も上がっており評価できる」。また、反対意見として「財政難だからといって市民サービスを低下させる一方で、徳山駅周辺整備事業の規模拡大、推進は認められない」との意見がありました。

表決の結果、賛成多数で認定されました。その他の議案の審議結果は、左記のとおりです。

【議案の審議結果】

- ◆平成17年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について(賛成多数で認定)
- ◆平成18年度一般会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて(全会一致で承認)
- ◆平成18年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて(全会一致で承認)
- ◆平成18年度漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて(全会一致で承認)
- ◆消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて(全会一致で承認)

【報告されたもの】

- ◆例月出納検査の結果 ◆損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

市民参画条例の 審議状況

修正案を否決し、
原案を賛成多数で可決

この条例は、市民の持つ知識や経験を生かすために市民の意見を聞き、施策に反映するための手続きとして定めるもので、提出された意見や提案を検討し、それが有効と判断したものについては施策に反映していくというものです。市民参画検討委員会では検討が重ねられ、提出された条例案を企画総務委員会と本会議で審議しました。まずは質疑の状況を報告します。



主な質疑として、「条文には市民の責務として『市民が、自らの意思と責任の下に行く』とあるが、責任とはどういうものか」との問いに對し、「市民自らの提案が市の施策に反映されるという自覚のもと、まちづくりに對する発言、行動に責任を持つていただくというものである」との答弁でした。

市民参画の対象施設は

また、「市民参画の対象となる施設を『広く市民が利用する大規模な公共施設』としているが、『大規模な』と限定した理由は何か」との問いに對し、「行政のスピードやコストも考慮しながら市民参画をしていかなければならないということもある。おおむね10億円以上の施設と考えてい



るが、地域性を有するものについては、対象地域の参画が得られるようにするとしている」との答弁でした。

また、「反対や批判の意見が市民から多い場合はどうか」の問いに「どこまでの市民が参加したら是とするのか。パブリックコメントでの意見の出方や市民説明会で発言した人の意見だけが反映されるといった、その時々偶然性によつて市政が変わっているのか」との問いに對し、「個人や団体の意見は全て一つの意見

として捉え平等に扱うのであり、意見の多少によつて採用を決定するのではない。批判的な考えを持つ人からも課題解決のための建設的な意見を期待している。どの意見を採用するかという判断は、最終的な責任者である市長がする」との答弁でした。

また、「営利企業、政党、宗教団体は市民参画の対象とすべきでない。例えば、営利企業は利潤を目的に活動する団体であり、こういう団体が行政内部の決定にかかわるのは適切でない」との問いに對し、「周南市に来る人や通勤・通学者、法人、市民活動団体等で社会貢献に力を入れてくれる者もいる。そういう中で、周南市が今からどうなればいい、どうあつてほしいという意見は持つてほしいと思う。事業所だからあなたの意見は聞かないということにはならない」との答弁でした。

修正案が出されるが否決

この条例に對して修正案が提出されました。内容は、条例の対象となる市民の定義を設けないこと、住民投票の規

定を設けることにより、市民の意見が大きく割れた場合の最終段階での市民参画を担保すること、公聴会の規定を設けること等の提案でした。

原案と修正案の質疑を終結し、討論では10人の議員が賛成・反対の意見を表明しました。原案に對しては「市民との協働により条例案が作成される内容になっており、賛成する」。また、修正案に對しては「市民参画に是か非かを判断する住民投票はなじまない」との反対意見がありました。

表決の結果、修正案は賛成少数で否決され、市民参画条例は原案のとおり賛成多数で可決されました。



委員会の審査状況

12月8日と11日に各常任委員会に付託された議案73件や陳情などの審査を行いました。主な審査状況は次のとおりです。

環境教育委員会では、給食センター設計委託料の大幅な減額について審査。



環境教育委員会

4月から公民館等の施設で一律に冷暖房使用料を徴収

使用料等の見直しに関する条例改正では、質疑で「使用料の減免を窓口で判断できるのか」との問いに対し、「教育委員会であれば、事務決裁規程に減免の事務文書の取り扱いがある。判断に迷うものは教育長決裁で判断する」との答弁でした。また、「公民館使用の9割以上は使用料を徴収しない公益的な活動である。

これらについても今後は一律に冷暖房使用料を徴収するが、地域の社会教育活動にどれだけの負担になるのか考え「たのか」との問いに対し、「教育委員会としては、財政部が示す見直し基準^{※2}の中の受益者負担というところで、やむを得ないと考えている」との答弁でした。討論では、「減免の対象に冷暖房費を含めるべ

き」「地域活動に支障を来す」との反対意見があり、表決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

は人件費、諸経費、技術料等の合計である」との答弁でした。討論では、「予定価格の6分の1に近い低価格で落札されておき、落札業者がどうい

企画総務委員会

市民参画条例修正案否決、原案可決。選挙公報の発行を市長選挙から

市民参画条例と選挙公報の発行に関する条例制定に関しては、前のページに詳しく掲載しています。

一般会計補正予算（第5号）では、質疑で「常備消防費の減額について、防火衣153着の購入は更新によるものか」との問いに対し、「昭和60年代前半に配備し、かなり老朽化していたので、ISO

対応のものに更新した。一括して190数名の購入は厳しく、残りは来年度を予定している」との答弁^{※1}でした。次に、防災対策費のハザードマップ整備事業費について、「この事業は県が島田川の浸水想定区域図を作成したことに伴い、今年度の補助事業として採択され、1年前倒しで行うということだが、その他の危

険箇所に対する計画はどうなっているか」との問いに対し、「洪水関係のハザードマップでは、今年度に島田川、平成20年度に錦川、夜市川及び富田川を、平成21年度に島田川を計画している。高潮関係では、平成20年度に福川漁港と大津島地区を作る予定である。いずれも県が作成する浸水想定区域図に基づいて作成する。また、洪水については県と国が3分の1、高潮については県が2分の1を補助する」との答弁でした。

表決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

隣保館条例の一部改正は、今回の改正により市内4隣保館の使用料の見直しを行い、使用料の減免規定を設けるものです。隣保館事業に沿った目的で使用する場合には、今までどおり無料で使用できま



健康福祉委員会では、施設使用料等の見直し9議案を審査。

※1 ハザードマップ

洪水や高潮などの自然災害が発生した際に予想される被害の範囲や浸水の程度、避難場所、緊急連絡先が掲載された地図。

※2 見直し基準

施設運営経費の縮減に努める一方で、受益者負担の原則に基づき、修繕料や人件費等の施設の維持管理にかかるコストについて受益者に応分の負担を求めるもの。使用料額の算定方法を明確化し、各施設に要するコスト計算を行ったうえで激変緩和として現行の1.5倍を上限として改定を行ったもの。

建設経済委員会

都市公園等の使用料等の見直しに関する条例改正を可決

一般会計補正予算（第5号）では、質疑で「隅田川の河川改良事業の進捗よく状況はどうか」との問いに対し、

「平成17年度末までの用地買収比率は41・6%である。事業期間は平成4年から平成30年までとなっており、事業費が限られているので、話がつかるところから買っている。全体として事業の遅れはない」

との答弁でした。表決の結果、全会一致で了承すべきものと決定しました。

土木建設事業分担金徴収条例

例では、質疑で「熊毛地域の小規模治山事業は受益者負担が10%から25%に上がるが、どのような影響があるのか」との問いに対し、「18年度の事業の追加はない。現在申し込みのある11件は、受益者負

担10%で実施する」との答弁でした。討論では「経過措置が絶対必要で、反対する」との意見があり、表決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

を算出している」との答弁でした。討論では、「余りに急激な値上げとなっている。合併の際、サービスは高く、負担は低くと約束しており、納得できないので反対する」「市民による市民のまちづくり行政サービスのコストは外し

ては考えられないので賛成する」との意見がありました。表決の結果、14議案のうち10件は全会一致、4件は賛成多数で、いずれも可決すべきものと決定しました。

健康福祉委員会

山口県後期高齢者医療広域連合の設立を可決

山口県後期高齢者医療広域連合の設立については、国の医療制度改革により、平成20年度に75歳以上の後期高齢者を対象とする独立した医療制度を創設するための運営主体となる機関を設置するものです。質疑で「設立の目的は何か」との問いに対し、「後期高齢者にも応分の保険料を負担していただくことにより費用

負担の公平化を図り、高齢期における適正な医療の確保と医療費の適正化を推進し、国民皆保険制度を維持していくものである」との答弁でした。討論では「高齢者の負担が増え、受診抑制を招く恐れがあり、反対する」との意見があり、表決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

一般会計補正予算（第5号）では、質疑で「福祉介護課の担当ごとの職員数に変動があるが、業務に支障はないか」との問いに対し、「障害者福祉の担当を重点的に配置しているが、福祉介護課は担当制としており、必要に応じて対応できる体制をとっている」との答弁でした。表決の結果、全会一致で了承すべきものと決定しました。

間帯によって使用料が2倍以上になっているが、この理由は何か」との問いに対し、「時間帯ごとの格差を見直し、類似施設の料金の統一を図ったが、特に午前の利用料が低かったため、結果として現行の2倍以上となった。利用者に理解いただけるよう責任を持って説明していく」との答弁でした。討論では、「市民負担が増すので反対する」との意見があり、表決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案等の審議結果

議員提出議案 2 件、市長提出議案 74 件、陳情 2 件の審議結果

議員提出議案(件名及び概要)	審議結果
◆市議会会議規則の一部改正⇒地方自治法の改正に伴うもの。委員会の議案提出権を認める等	可決(全会一致)
◆市議会委員会条例の一部改正⇒地方自治法の改正に伴うもの。委員の選任を議長権限で行えるとする等	可決(全会一致)
市長提出議案(件名及び概要)	
◆人権擁護委員候補者の推薦について⇒赤松 宏氏、長田義治氏、中村恒愛氏	同意(全会一致)
◆一般会計補正予算(第5号)⇒歳入歳出予算総額を582億4,672万1千円とする	可決(賛成多数)
◆国民健康保険特別会計補正予算(第2号)⇒歳入歳出予算総額を154億2,316万2千円とする	可決(全会一致)
◆国民健康保険鹿野診療所特別会計補正予算(第1号)⇒歳入歳出予算総額を1億5,739万3千円とする	可決(全会一致)
◆老人保健特別会計補正予算(第2号)⇒歳入歳出予算総額を152億9,693万3千円とする	可決(全会一致)
◆介護保険特別会計補正予算(第2号)⇒歳入歳出予算総額を88億8,070万5千円とする	可決(全会一致)
◆簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)⇒歳入歳出予算総額を1億9,608万9千円とする	可決(全会一致)
◆地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)⇒歳入歳出予算総額を6億1,042万6千円とする	可決(全会一致)
◆下水道事業特別会計補正予算(第4号)⇒歳入歳出予算総額を73億6,103万6千円とする	可決(全会一致)
◆農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)⇒歳入歳出予算総額を3億3,757万5千円とする	可決(全会一致)
◆病院事業会計補正予算(第1号)⇒収益的支出の予定額に給与費405万8千円を追加するもの	可決(全会一致)
◆介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)⇒収益的支出の予定額に給与費24万2千円を追加する	可決(全会一致)
◆市民参画条例制定について⇒市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定める	可決(賛成多数)
※「市民参画条例制定について」に対する修正案⇒市民の定義しない、住民投票や公聴会の規定を設ける等	否決(賛成少数)
◆選挙公報の発行に関する条例制定について⇒議員及び市長選挙における選挙公報の発行について定める	可決(全会一致)
◆斎場条例の一部改正⇒須金火葬場の廃止	可決(全会一致)
◆市営路外駐車場条例の一部改正⇒夜間の定期駐車券による駐車を全駐車場で可能とする	可決(全会一致)
◆鹿野町給水条例の一部改正⇒徴収期を6期とし、各期中に使用停止した場合などの料金算定について定める	可決(全会一致)
◆市立保育所設置条例の一部改正⇒乳児保育園(富田)の廃園	可決(全会一致)
◆休日夜間急病診療所条例の一部改正⇒労災、自賠責適用の場合の使用料等の算定方法を定める	可決(全会一致)
◆土木建設事業分担金徴収条例制定について⇒市、県が行う土木建設事業に対する分担金の徴収について定める	可決(賛成多数)
◆施設の使用料及び利用料の改定による条例の一部改正⇒隣保館、市民交流センター、櫛浜コミュニティセンター、大津島ふれあいセンター、向道湖ふれあいの家、新南陽コミュニティセンター、西部市民交流センター、徳山社会福祉センター、新南陽総合福祉センター、老人休養ホーム、ふれあいプラザきくがわ、介護予防施設、石船温泉憩の家、鹿野高齢者生産活動センター、保健センター、母子健康センター、農村環境改善センター、農林業集会所、金峰岬の里交流館、地方卸売市場、鹿野わかもの定住センター、鹿野地域資源活用総合交流促進施設、国民宿舎、勤労福祉センター、新南陽勤労青少年ホーム、社会文化ホール、熊毛勤労者総合福祉センター、東善寺やすらぎの里、都市公園、公民館、三丘徳修館、勝間ふれあいセンター、高水ふれあいセンター、鶴いこいの里、文化会館、新南陽ふれあいセンター、市民館(労働会館)、美術博物館、大田原自然の家、学校施設、体育施設	可決(賛成多数)
◆普通公園条例の一部改正⇒施設使用料の改定	可決(全会一致)
◆工事請負契約の一部変更について(福川漁港西柵地区海岸保全施設整備事業(第1工区))⇒工期の延長	可決(全会一致)
◆建設委託協定の一部変更について(特定環境保全公共下水道鹿野浄化センター建設工事)⇒契約金額の減額	可決(全会一致)
◆字の区域の変更について(2件)⇒八代地区(ほ場整備に伴うもの)及び湯野地区	可決(全会一致)
◆訴えの提起をすることについて⇒市営住宅の明け渡し等を求めるもの	可決(全会一致)
◆一般職の職員の給与に関する条例の一部改正⇒職員給料表の改定、地域手当の支給、各手当等の改定等	可決(賛成多数)
◆職員退職手当支給条例の一部改正⇒退職手当の算出方法の改定など	可決(賛成多数)
◆特殊勤務手当支給条例の一部改正⇒支給額の見直し	可決(全会一致)
◆市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正⇒保育料を5,900円から6,100円とする	可決(賛成多数)
◆山口県後期高齢者医療広域連合の設立について⇒75歳以上の高齢者を対象に、新たな医療制度の創設	可決(賛成多数)
◆山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	可決(賛成多数)
◆市営土地改良事業の施行について⇒落迫地区の危険ため池改修	可決(全会一致)
陳情(件名及び概要)	
◆児童クラブに関する陳情⇒長期休暇中の小学校高学年の受け入れについて	採択(全会一致)
◆小・中学校図書館に専任・専門・正規の「学校図書館司書」の配置を求める陳情書	一部採択(全会一致)

一般質問

一般質問は、市政全般について、市長など執行機関の考えや方針を問いただすものです。本市議会では定例会ごとに行い、質問時間は1議員あたり60分(答弁時間を含む)です。

第6回定例会では24人の議員が登壇しました。

ここでは、多くの質問の中から一部を取り上げ、質問・答弁の要旨をお知らせします。



ぬくもりのある地域の市長は

坂本心次 議員

問 合併以後、行政改革や企業誘致、徳山駅周辺の確立に肅々と施策を展開してこられたが、一方で地域格差が生じ、過疎化も進んでいる。来年の市長選はどうされるのか。まちづくりに対する考えは。

答 今後は、新しい風を周南に吹き込んでいた

だくとともに、しっかりと時代認識を持って、山積する都市課題に積極的に取り組んでいただく、一層の市民サービスの要望にこたえていただける、郷土愛に燃えた、私の好きな子どもたちを元気に育てる、そういう考えをしつかり持った人材に市政運営を引き継いでいただきたい。

N7埋立事業の進ちょくとごみ収集民営化

立石 修 議員

問 1 N7埋立事業は予算通りに進んでいるのか。また、来年度の見通しは。

2 瀬戸見町の中継基地を廃止し、ごみ収集運搬業務を民営化してどうか。

答 1 積極的に要望活動など行った結果、10億円追加され、予算額は23億円となった。さらに、マイナス12m泊地のしゅんせつ費として4億円が追加され、活動の成果を得た。来年度は38億円を見込んでいるが、平成21年度の護岸完成は厳しい状況にある。

2 ごみ収集運搬業務の比率は、直営3、民間7である。中継基地の廃止や清掃事務所の移転、ごみ収集運搬の民営化については、リサイクルプラザ整備計画の中で行う。

市営の中層住宅に階段手すり設置計画を

吉平龍司 議員

問 1 高齢者等の居住環境の課題について、合併後における市営住宅の手すり設置の現状はどうなっているか。また、年次設置の継続性が重要であるが、これからの計画は。

2 合併の一体感醸成の課題として、熊毛地域の市外局番0833の取り扱いがある。地域によって同一市

内の通話料金に違いがあるが、これに対する取り組みは。

答 1 熊毛地域の手すり設置率は31.3%である。住民合意も考慮して公営住宅ストック総合活用計画の高齢者対応事業として取り組みたい。

2 関係機関と改めて協議したい。

北部に消防自動車の配備を

岸村敬士 議員

問 1 北部には高規格救急車が配備され、住民は大変感謝しているが、消防自動車の配備がない。住民の安心安全を守るためには絶対に必要だ。

2 地域で防犯・防災活動をする人が防災士の資格取得を目指す場合に、補助金を出してはどうか。

答 1 北部の防災拠点として配備は重要な課題であるが、財政的に余裕がなく全体の中で研究する。

2 防災意識に必要な知識を持った人材を育てる事は大変有意義であり、各組織で進めてほしい。条件が整えば、自主防災組織育成補助金の補助対象として考えていく。

中山間地域振興の強化を

反田和夫 議員

問 中山間地域では幾つかの問題が発生している。国の発展のために都市化が優先され第一次産業が衰退し、農地や林地の荒廃が進んでいる。また、人口が少ないために投資効果が伴わず交通、医療、福祉、商業などの生活機能が立ち遅れていることから、中山間地域の活性化を図ることが

重要である。本市における中山間地域の現状認識と基本的な計画を問う。

答 本市においても中山間地域の振興は大変重要と認識している。現在、各中山間地域の持つ特性や課題の抽出、各地域の実情に合わせた振興策の検討と指針の策定に取り組んでいる。

新南陽斎場の利便性と「いじめ」問題

森重幸子 議員

問 1 新南陽斎場の夜間の使用時間の見直し等、利便性ある施設運営を。

2 周南市のいじめの実態は。また、よき教師との出会いが子どもの成長に大きな影響を及ぼす。教員の資質向上策と課題は。

答 1 年1回、新南陽斎場運営会議を開き、各業者に霊安室の使用について

確認を行っている。
2 スクールカウンセラーへの相談は505件、いじめに関する相談が20件ある。小学校への配置を含めた増員や勤務日数の拡大を県教育委員会に要請するほか、資質向上を目指して研修に積極的に参加し、教育現場と教育委員会が一体でいじめや自殺問題に努力する。

電子入札・電子調達導入の進ちよくは

金井光男 議員

問 官製談合が相次ぎ摘発される中、より客観性・透明性の高い電子入札・電子調達の導入について待ったなしの課題であると考えますが、システム導入のための進ちよくは。

答 できるだけ早い時期に導入したいと考えている。導入に当たっては、①一般競争入札が前提であること。②全部の工事が対象ではなく、一定金額以上のものを対象とすること。③設計書や図面等の資料も電子配信できるシステムにすること。④県内同一のシステムを使用できると。以上の4点を基本条件に参加対象者への周知を図りながら、導入に向け検討していきたい。

河村市長の手で文化ホールに方向付けを

長嶺敏昭 議員

問 鹿野地域では、自治会連合会が主体となり84団体の署名簿を添え、岡林元特別参与も同道されてコアプラザ鹿野の整備、とりわけ文化ホール機能を盛り込んだ整備を要望している。市長選挙に不出馬を表明した市長には、地域住民が総意で望むコアプラザ鹿野に確固たる方向付けを残

してほしい。
答 文化ホールをコアプラザに盛り込むよう随分議論した。スペースの面で技術的に難しいということであるが、県から返ってくる2万2000㎡の広い土地があるので、現グリーンハイツの建物の外で考えるよう知恵を出せと指示を出している。

本当に財政は厳しいのか

炭村信義 議員

問 1 平成18年度の市税収入見込みについて、当初予算より15億円程度伸び、財政力指数も大きく改善すると予測するが、市長はどのように思われるか。

2 新年度予算について、次期市長選挙に出ないと表明された市長は、議論の分かれる駅周辺整備予算や給食センター建設予算を予備

費に組み、新市長に判断を任せるべきだ。
答 1 大手企業の好況にともなう市税収入は増える見込みであるが、見込み額は積算中である。財政需要も増加し、財政的には非常に厳しい。
2 市長の責務を全うし、市政を停滞させないためにも予算は組む。

市民参画の検討で住民投票の位置付けは

形岡 瑛 議員

問 1 市民参画検討委員会では住民投票についての発言が消極的であるが、なぜか。

効果はない。

2 大津島刈尾地域の砂公害の対策はないのか。

2 その都度、対処してきた。今後も適切に対応していく。

3 過疎地域や市街地等の高齢化地域における生活道路の安全対策を求める。

3 周辺部の過疎地域で市民生活に支障を来たす危険箇所の安全対策、市街地の危険箇所の指定や採択等について地元組織や関係各課で協議し、対応について調査研究をしたい。

答 1 住民からの盛り上がりなしに考えても

3 周辺部の過疎地域で市民生活に支障を来たす危険箇所の安全対策、市街地の危険箇所の指定や採択等について地元組織や関係各課で協議し、対応について調査研究をしたい。



外壁の崩落が目立ち、窓も開かなくなっている危険な校舎(熊毛中学校)

熊毛中学校の建て替えは急務だ

尾崎隆則 議員

問 熊毛中学校の北側校舎は築後40年が経過し、窓枠の腐食や外壁が崩落しており、教室内の雨漏りや冷たい北風が入る等、生徒たちが安心・安全な教育を受けられる状態にない。この改善策として校舎の建て替えが必要と考える。

52校あるが、学校施設の修繕については可能な限りの維持管理を行っている。熊毛中学校については危険箇所早期対応が急務であると考え、12月議会に調査設計委託料を計上した。熊毛中学校に限らず、長期的な視野に立って計画的な改築や改修を進める必要がある。

答 周南市の小中学校は現在、1分校を含めて

52校あるが、学校施設の修繕については可能な限りの維持管理を行っている。熊毛中学校については危険箇所早期対応が急務であると考え、12月議会に調査設計委託料を計上した。熊毛中学校に限らず、長期的な視野に立って計画的な改築や改修を進める必要がある。

動物園50周年事業、給食配送システムは

西林幸博 議員

問 1 動物園が開園50周年を迎える。県下唯一の施設であり、来園客は県内外に及び、毎年約2億円の運営負担があり、国・県に支援を要望する節目にある。

ターからの給食の配送は、時間短縮策として1校1車による配食が望ましい。

2 少子化により複式学級が増えている。教材や備品を学校間で有効に活用するシステムづくりが必要だ。

1 国・県へ働きかけ、さらに民間活力、市民協力を得て取り組む。

3 新しい学校給食セン

2 備品管理システムを活用し、図書を含めた有効活用を図れるよう努める。

3 最も短時間に配食できるように検討を重ねていく。

3 最も短時間に配食できるように検討を重ねていく。



動物との触れ合いや体験により、感性を育み「命」を学ぶ(動物ふれあいプログラム)

中村川の汚染調査と流域の井戸水調査を

伴 凱友 議員

問 農業や水道に素る過水の流入による中村川の汚染について、現在の検査は品目や回数も少なく、閲覧データは平成17年2月までしかない。流域住民が不安を持っているので調査したらどうか。このようなことで住民の不安に処できるのか。

一般的に汚染については年4回、河川調査をしている。農業汚染については県が調査しており、問題は発生してない。しかし、住民が健康を心配している状況も理解できる。住民を守るのは市の責任であり、住民の不安には調査を続けて行い、対処したい。

一般的に汚染については年4回、河川調査をしている。農業汚染については県が調査しており、問題は発生してない。しかし、住民が健康を心配している状況も理解できる。住民を守るのは市の責任であり、住民の不安には調査を続けて行い、対処したい。

一般的に汚染については年4回、河川調査をしている。農業汚染については県が調査しており、問題は発生してない。しかし、住民が健康を心配している状況も理解できる。住民を守るのは市の責任であり、住民の不安には調査を続けて行い、対処したい。

水路の増水対策、合併後の評価は

友田秀明 議員

問 1 富田新町北の浜田川支流は、雨が降ると土のうを積む状況が10年に渡り続いている。今後の対策はどうか。

2 合併の影響調査の結果、旧2市2町の地域差がくつきりと出たが、この結果をどのように考えているか。

答 1 地域の意見を伺いながら下水道整備等、

将来の安定した環境を作っていかなければと思う。

2 合併前の地域独自のサービスマが変更されたことや、大きな課題がまだ解決されていないことが原因と考えられる。事業を進めるに当り地域バランスをしっかりと考慮しながら、まちづくりを進めていかなければと思っています。

給食センターを緊急時の食の拠点に

福田健吾 議員

問 地域防災は大変重要である。災害時は、公助に頼るだけでなく、自助・共助の精神が最も問われる。災害時の避難食の現状を問うとともに、現在建設予定である学校給食センターを緊急時の食の拠点とするため、自家発電機能などを持たせることはできないか。建設後でも考えてい

く必要性があるが、どうとらえているか。
答 保存食のアルファ米が約7400食、500mlの飲料水が約1万4900本ある。災害時の防災用設備は発電施設のみで1億円以上はかかると思われる。相当な経費がかかるが、そういった議論をしていく必要はある。

これでいいのか 福祉の現場

福田文治 議員

問 介護保険制度の改正がたびたび行われ、その都度、市担当者、福祉に携わる事業所の担当者、地域福祉は混乱している。市独自の施策が必要ではないか。また、国・県に意見、要望書を提出してはどうか。

答 独自の施策はないが、今後、制度の運営が事業者の過度の負担を強いることのないよう、市ができる範囲で、必要な手立てを講じたい。また、今後も制度を施行するに際し、矛盾点や問題点があれば、県内の他市と連携を図りながら、市長会や県を通じ、積極的に厚生労働省に提言をし、改善要望をしていきたい。

熊毛中の施設整備、保護ツルの経緯は

中津井 求 議員

問 1 築40年を経過した熊毛中学校の施設状況と老朽化の経緯をどう認識しているか。

2 保護ツルの飼育状況と放鳥の時期は。

答 1 危険箇所の早期対応が急務と考え、今定例会の補正予算で調査設計委託料を計上した。平成19年度から外壁及び建具の

改修を進める。その他の学校についても中長期的な視野で改築や改修を進める。

2 保護ツルは夏を無事に乗り切り順調に成長している。3月上旬に放鳥予定で、放鳥後はツルに装着した発信機を使い、今まで分からなかった北帰行のルートや生息地について、衛星を使って追跡調査をする。

放課後対策の現状と課題及び方向性は

長谷川和美 議員

問 放課後の定義と放課後子どもプランの主たる担当はどこか。また、現在の児童クラブと地域子ども教室をどうするのか。

答 放課後とは学校の授業が終わった後のことで、教育委員会が中心となりこの事業を推進するのが基本である。国はすべての子を対象とした放課後子ども

も教室と小3までの子を放課後に預かる児童クラブを一体化し放課後子どもプランを平成19年度に創設するが、まだ具体的な方向性や内容は示していない。今後は児童クラブと放課後子ども教室の一元化も含め、行政、学校、社会教育関係者や地域住民の参画を得て検討協議し取り組んでいきたい。

激動の時代の自治体組織機構のあり方

青木義雄 議員

問 1 激動の時代における自治体運営では、発想の転換に立脚した組織機構のあり方も必要だ。

2 鶴保護対策事業は、その規模や範囲から総合政策部で所管するのがベターだ。

3 動物園は教育文化施設という斬新な発想から教育委員会ですべて所管できないか。

4 元気ごども課の総合政策部所管の是非を伺う。

答 1 一般的な組織が定められていた時代から、現在は実情に適した組織が必要な時代にある。

2 教育委員会の所管だが、弾力的に考えたい。

3 当面は経済部で行う。

4 各地域、各分野での連絡調整機能が充実した。

障害者の利用料負担の免除・軽減を

藤井直子 議員

問 障害者自立支援法は、障害が重いほど利用料の負担が重くなり、これまで無料だった人にとっても大きな負担となって生活できなくなることが明らかになってきた。地域生活支援事業のうち、利用料を3月まで徴収しないとしている事業は継続せよ。

答 利用者も含めサービスの費用をみんなで支え合うのがねらいで、その趣旨に沿って進める。9月定例会の「障害者自立支援法の施行に伴う要望決議」を重く受け止めており、現在本人から利用料を取っていない地域支援事業については、負担のない方向で考えている。



現在は隔離ケージで飼育されていますが、3羽の移送ツルが元気に飛び立つ姿を早く見たいものです。

※3 アルファ米

一度炊いたご飯を乾燥させたお米で、お湯か水を注ぐだけで食べられる保存食のこと。

※4 財政計画

新市建設計画で定めた施策を計画的に実施するため、財政的裏づけとして作成された計画。過去の実績などから、合併後10年間の歳入歳出の各項目の額を推計したものだ。

※5 交流の島プロジェクト

市民との協働による「ひとつくりに」についての施策を公募し、採択された事業。大津島を再び若者の集う島にするため、文化イベントや各種キャンプを開催する。平成19年度の事業予定。

大型学校給食センター建設は凍結せよ

中村富美子 議員

問 多くの市民が大型学校給食センター建設には反対と言っている。教育長は子どもたちの食育のことを本心に真剣に考えているのか。市長は市民参画条例制定を提案し、市民と協働し、また、市民の声を聞くと言っているが、センター建設について市民の声をしっかりと聞かれたのか。市長は市民の声を聞いていないと思

う。食中毒が発生したらどうなるのか、食育や地産地消はどうなるのか。給食センター建設は凍結し、方針を改めるべきだ。

答 全体の市民生活を考えることから、より現実的なことをしっかりと煮詰めて、それを実行するというのが私の考え方である。

周南市、合併前と合併後の現状の検証は

兼重 元 議員

問 その見解は。

答 合併協議の際、策定した新市建設計画等に大きな変化はない。合併による財政基盤強化がインセンティブの一つであったが、合併初年度から国による三位一体の改革や税収の落ち込み等で財政計画との乖離が大きく、合併前に厳しい財政状況だ。サー

ビスは高く、負担は低くを基本に行ってきたが、このギャップが市民から問題点として出ている。高い行政サービス維持の根拠論として最近の企業業績の回復による税収増があるが、景気の波に左右されない健全な財政基盤を確立し、現状の検証をしながら選択と集中のまちづくりを進めたい。

いじめの取り組み、大津島振興策は

米沢痴達 議員

問 1 いじめを隠ぺいするのではなく、学校のいじめの実情を保護者に伝え、情報を共有して取り組みをすべきでは。また、加害者にはどう指導するのか。
2 映画「出口のない海」は大津島を全国発信したが、これからの大津島振興策は。

答 1 オープンにし、保護者や学校評議員等と問題を解決していく体制づくりを進めたい。また、加害者を登校停止とすることはその効果に確証はなく、可能な限り学校で先生と触れ合いながら指導していきたい。
2 「交流の島プロジェクト」の中で、市民と協働で大津島振興策に取り組む。

徳山港の整備と産業道路の東進は

藤井一宇 議員

問 1 晴海ふ頭7号岸壁の拡張整備等を緊急にすべきではないか。
2 産業道路の東進で県や企業との協議の進ちよく状況はどうか。

答 1 晴海ふ頭7号岸壁を取り巻く社会的環境や予算的にも大変厳しい状況であるが、県と連携を取りながら対応したい。
2 県においても企業と連携を取りながら、これにも加わり協議を進めている。産業活動を支援する重要な道路であり、早期実現に向けて取り組みたい。

3月定例会の予定 (仮日程)

- 2月27日(火) 本会議
- 2月28日(水) 常任委員会
- 3月5日(月)～6日(火) 本会議
- 3月7日(水)～13日(火) 一般質問
- 3月13日(火)～16日(金) 常任委員会
- 3月23日(金) 本会議

※開議時間は午前9時30分(2/27、3/9は午後1時開議)

※日程や時間の変更することがあります。事前にホームページや携帯サイトでご確認ください。

ケーブルテレビ議会中継

■本会議の実況中継

放送は、上記の3月定例会の予定の本会議開催日で、チャンネルは次のとおりです。

C C S……11ch Kビジョン……16ch

■常任委員会の録画放映

各常任委員会の議案審査の様子を2時間程度にまとめた番組を放送しています。放送は、委員会審査終了後から定例会最終日までの間に2回行います。日時は、ホームページなどでお知らせします。

携帯サイト

右の2次元コードを読み取って、ご覧いただくこともできます。



<http://www.city.shunan.lg.jp/hp/gikai/mobile/>

市議会 Q & A



周南市議会の議員定数は、どのように決まっているのですか？



地方自治法では、人口に応じた範囲内(人口10万～20万人は34人)で議員定数を条例で定めると規定しています。現在の34人の議員定数は、合併前の各市町で協議し、告示することにより、条例で定めた定数とみなしたものです。

議員定数についての協議は、平成17年に議会改革特別委員会で行われ、「合併後間もない時期で、議員定数を検討するのは時期尚早であるが、重要な課題として認識していく」との結論になっています。

昨年、「議員定数条例を制定するとともに、議員定数の検討に入る必要がある」と議長選挙で所信表明をした議長は、議会運営委員会に議員定数について諮問し、1月12日に1回目の協議が行われました。今後、協議が行われていく予定です。

議会だよりアンケート

市議会の活動状況を”より分かりやすく、より読みやすく”お知らせし、本紙がますます市民の皆様とのパイプ役として活用していただけるよう、さらなる紙面の充実を図るため、アンケートを行います。市議会のホームページからアンケート画面へリンクしています。皆様のご意見をお待ちしております。